

[トップページ](#) > [組織から探す](#) > [水道局](#) > [水道をお使いの皆さまへ](#) > [水道料金](#) >

上下水道料金の減額を行います（10月検針分から12月検針分）

上下水道料金の減額を行います（10月検針分から12月検針分）

ページ番号：603545 2023年7月12日

大阪市では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受け続けている市民等の生活を支援するため、本市に納付していただく令和5年10月検針分から12月検針分までの水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」といいます。）のうち、基本料金及び基本額の減額を行います。なお、今回の減額について、お客さまからの申し込み手続きは不要です。

1 減額の内容

- 水道料金

1か月あたり基本料金 935円（税込）

- 下水道使用料

1か月あたり基本額 605円（税込）

2 実施期間

令和5年10月検針分から12月検針分まで（3か月）

[お住まいの地域の検針日・口座振替日・納入通知書のお支払い期限](#)

3 申込手続

申込手続は不要です。

減額前の額から基本料金等を差し引いた額で請求します。

（注）今回の減額について、水道局及び建設局から電話や訪問をすることはありません。

4 減額前後の水道料金等の比較

平均的な家庭のご使用水量の例

	水道料金等	内訳	
		水道料金	下水道使用料
減額前	3,388円	2,112円	1,276円
減額後	1,848円	1,177円	671円
差	- 1,540円	- 935円	- 605円

[水道料金・下水道使用料早見表と計算式](#)

5 水道料金等に相当する金額を管理会社等に支払われている方へ

マンション等にお住まいの方などで、水道料金等に相当する金額を本市ではなく管理会社等に支払われている方は、本市との給水契約がないので、直接には今回の減額の対象とならず、管理会社等において、入居者の方への請求金額から今回の減額分を差し引いていただくなど、減額にご協力いただくことが必要となります。

なお、管理会社等には本市から減額にご協力いただくよう個別に文書でお願いすることとしています。

6 本市と給水契約のある管理会社等へのご協力をお願い

今回の減額は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受け続けている市民の皆さまの生活を支援することを目的として実施するものです。

したがいまして、本市と直接給水契約を締結されている市民の方だけでなく、水道料金等に相当する金額を管理会社様等に支払われている入居者の方にも減額による支援の効果が行き届くようにしたいと考えています。

本市と給水契約のある管理会社様等におかれましては、何卒、この趣旨をご理解いただき、管理会社様等がお支払いいただく水道料金等から減額される分について、水道料金等に相当する金額として入居者の方に請求される金額から差し引いていただくなど、入居者の方にも今回の減額による支援の効果が行き届くよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

7 よくある質問

[水道料金等の減額についてよくある質問のページ](#)

8 問合せ先

水道局お客さまセンター

電話番号：06-6458-1132

受付時間：月曜日から金曜日までの8時から20時まで

土曜日の9時から17時まで

ただし、祝日は除く

 SNSリンクは別ウィンドウで開きます



このページに対してご意見をお聞かせください

このページの作成者・問合せ先

大阪市水道局総務部お客さまサービス課(お客さまセンター)

電話：06-6458-1132

ファックス：06-6458-2100

[メール送信フォーム](#)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.